

～ヒアリングの概要～

■目的：平成30年7月豪雨時における避難情報の発令状況等について、特別警報が発表された県内15市町に往訪し、ヒアリングを実施。気象警報と避難情報発令の状況を改めて整理し、避難情報の発令における課題を明確にする。

■対象：大雨特別警報が発表された県内15市町
 ■実施日：平成30年9月21日（木）～平成30年10月30日（火）
 ■方法：県と気象台が対象市町へ訪問して合同でヒアリングを実施

ポイント

- 15市町のうち、13市町が発令基準に基づき、適時適切に避難情報を発令
- 12市町が避難対象地域を限定して避難情報を発令
- 全15市町で防災行政無線やひょうご防災ネット等、複数の伝達手段を使って避難に関する情報を配信
- 避難情報の発令が夜間であったため、避難情報発令の際に13市町が垂直避難も呼びかけた

○7月豪雨時における対応評価（15市町）

項目	姫路市	豊岡市	西脇市	篠山市	養父市	丹波市	朝来市	宍粟市	たつの市	多可町	市川町	神河町	上郡町	佐用町	香美町
① タイミング（発令基準に基づき避難情報が発令できたか）	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○
② 対象（情報に応じた対象範囲の絞り込みができたか）	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○	○
③ 情報伝達方法（多様な手段で伝達できたか）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※①タイミング…河川水位や土砂災害警戒情報など市町が事前に定める発令基準に基づいて発令できたか（○対応できた、△一部対応できた）

②対象…避難対象地域を限定して避難情報が発令できたか（対象地域に限定して発令○、土砂災害警戒情報の発表と大雨特別警報の発表が近接していたため、結果的に全域に発令△）

③情報伝達方法…複数の伝達手段で情報発信できたか（複数の手段で避難情報を発信○）

○ヒアリングの結果（15市町）

今回の豪雨災害での主な取り組み

【① ハザードマップの活用】

・全15市町でハザードマップを全戸配付、ホームページにも掲示。訓練・出前講座等を実施

【② 要援護者への対応】

・10市町が一斉同報FAX等、在宅の要援護者に直接連絡する仕組みを運用

【③ 消防団との連携】

・全15市町で市町対策本部等へ消防団長等幹部団員が常駐し、情報の共有が図られている

【④ 情報伝達の手段】

・全15市町で防災行政無線、ひょうご防災ネット、ホームページなどを活用
 ・10市町でCATVや公式フェイスブック等で情報提供を実施

【⑤ 住民に直接情報を伝達する手段】

・13市町で自治会長宅等にFAXや電話で市町から直接、避難情報等を伝達
 ・電話での対応は、時間を要し業務に支障を生じたという意見あり

【⑥ 住民から直接情報を収集する手段】

・住民から河川水位を情報収集するモニター制度を設け、運用（佐用町）
 ・住民が直接情報を提供するための専用電話番号を設置、運用（丹波市）

【⑦ 体制設置】

・全15市町で設置基準に基づいて災害対策本部等の設置、市町の体制整備を実施。
 ・対応が長時間に渡ったため、要員確保等の体制維持について苦慮したという意見あり（2市町）

【⑧ 避難情報の発令】

・大雨特別警報の発表をきっかけとして、12市町が避難指示、避難勧告の対象地域を全市町域に拡大
 ・13市町で夜間の避難情報発令に際し、垂直避難の呼びかけをあわせて実施
 ・大雨特別警報が深夜に発表されたため、1市で避難情報の発令を見送り、垂直避難の呼びかけのみを実施した

【⑨ 住民への避難呼びかけ等の実施】

・2市町で自治会長や住民が協力して要援護者へ避難の呼びかけを実施
 ・2市町で消防団が住民への避難の呼びかけを実施